

# ○和光市障害者グループホーム入居家賃助成要綱

平成25年3月29日

告示第57号

改正 平成26年3月28日告示第75号

## (目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を利用する際に支払う入居に要する家賃に相当する費用（以下「入居家賃」という。）の一部を助成することにより、利用者の経済的負担を軽減し、もって障害者の自立した生活を促すことを目的とする。

## (助成の対象者)

第2条 入居家賃の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、法第22条の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けてグループホームに入居している者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) グループホームの入居者で家賃を負担していること。
- (2) 市町村民税非課税世帯に属していること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

## (助成金の額)

第3条 1月当たりの助成金の額は、対象者が負担すべきグループホームの入居家賃（食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。）に相当する額とし、10,000円を上限とする。

## (助成の申請)

第4条 入居家賃の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和光市障害者グループホーム入居家賃助成申請書（様式第1号）にグループホームの入居に係る契約書（契約書に家賃の金額の記載がない場合は、契約書及び家賃の金額が確認できる書類）を添えて、毎年度4月末日まで（年度の途中で新たに助成の対象者となった者にあつては入居の日の属する月の末日まで）に市長に申請しなければならない。

## (支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、支給の可否を決定し、和光市障害者グループホーム入居家賃助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 前条の規定により和光市障害者グループホーム入居家賃助成決定通知書を受けた者（以下「利用者」という。）は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、和光市障害者グループホーム入居家賃申請内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により、前条の規定により決定した助成額に変更があったときは、和光市障害者グループホーム入居家賃助成額変更決定通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（助成の方法）

第7条 入居家賃の助成の方法は、市長が助成金をグループホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）に直接支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該利用者に対して助成金の支払いがあったものとみなす。

（助成金の請求）

第8条 事業者は、利用者に対し発生する入居家賃について、和光市障害者グループホーム入居家賃助成請求書（様式第5号）により、翌月10日までに市長に請求するものとする。

（本人請求）

第9条 前2条の規定にかかわらず、市長が適当と認めたときは、利用者は、和光市障害者グループホーム入居家賃助成請求書（本人請求）（様式第6号）に領収書の写しを添えて、翌月10日までに市長に請求することができる。この場合において、利用者は、本人請求により助成金を請求する旨を事業者に対し事前に通知しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、助成金を支給された者が第6条に規定する変更の届出をしなかったとき、又は偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 75 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。